

指定居宅介護支援事業所ヒューマンサービス山梨

運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ヒューマンサービス山梨が開設する居宅介護支援事業所（以下事業所」という）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「居宅サービス等」という。）が、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅サービス提供事業者、他の居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 指定居宅介護支援事業所 ヒューマンサービス山梨
- 2 所在地 南巨摩郡富士川町長沢687番地2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理、居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- 2 介護支援専門員 2名以上（管理者兼務1名）

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成及び居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づ

く要介護認定調査業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までは除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
＊電話等により、24時間常時連絡体制とする。
事業所電話番号 0556-22-5201

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法等は、次のとおりとする。

- 1 居宅訪問
介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で、解決しなければならない課題の把握、及び分析を行う。
- 2 課題分析
課題の把握について使用する課題分析の方式は、「MDS-HC方式」とする。
- 3 居宅サービス計画原案の作成
介護支援専門員は、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
- 4 サービス担当者会議
介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を召集し、サービス担当者会議を次の掲げる場合に開催する。
 - (1) 新規に要介護認定を受けた場合
 - (2) 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合
 - (3) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - (4) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合
- 5 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意
介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 6 居宅サービス計画の交付
介護支援専門員は、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス提供事業

者の担当者に交付するものとする。

7 実施状況の把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及び、その家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、月に1回程度居宅を訪問し、居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供される支援を行うとともに、1月に1回、実施状況の把握の結果を記録する。

8 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は、居宅サービス計画の変更をする場合は、第1項から第7項に規定する業務を行うこととする。

9 利用料等の額

居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理サービスであるときは、利用料を徴収しない。

10 次条の通常の事業実施地域を超えて居宅介護等に要した交通費は、特別の事情がない限り、これを徴収しない。

11 介護支援専門員は、第1項から10項のことについて、利用者又はその家族に対して事前に文書で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

南巨摩郡 富士川町、身延町

西八代郡 市川三郷町

南アルプス市 の区域とする。

(苦情の処理)

第8条 利用者及びその家族からの苦情を受付けた場合には「相談・苦情対応要領」に基づき迅速、適切に対応し、相談・苦情内容記録票に記録する。

また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導、又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあつた時は、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の措置)

第9条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際してとった措置を「事故報告書」により、すみやかに市町村に報告する。

(利用者及び家族の情報の秘密保持)

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を指導する。
- 3 サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を開示する場合には、あらかじめ文書にて利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行う。

- 1 虐待防止のための指針を設ける。
- 2 虐待の防止にかかる体制として、虐待防止検討委員会を設置する。
- 3 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 4 第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。

(非常災害等対策)

第12条 事業所は、非常時その他緊急の事態に備え、執るべき措置について業務継続計画を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

2 事業継続計画は、以下の2つの事態に対応するものとする。

- ① 非常災害時
- ② 感染症蔓延時

3 上記について、定期的な訓練・研修等を行う。

(感染症及びまん延防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため以下の措置を行う。

- 1 感染対策委員会を設置する
- 2 平常時の対策及び発生時の対応を規定する「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を策定する
- 3 「感染症の予防及びまん延の防止のためのマニュアル」を策定する
- 4 従業者に対し、平常時の対策及び発生時の対応に関する研修等を定期的・計画的に行う

(その他の運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。

※ 採用時研修 採用6ヶ月以内

※ 継続研修 年1回以上

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ヒューマンサービス山梨と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成13年5月11日から施行する。

平成13年12月21日 一部改訂

平成14年6月19日 一部改訂

平成15年4月1日 一部改訂

平成15年8月28日 一部改訂

平成17年4月1日 一部改訂

平成17年4月20日 一部改訂

平成18年4月1日 一部改訂

平成20年3月1日 一部改訂

平成27年12月10日 一部改訂

平成28年1月12日 一部改訂

令和1年12月16日 一部改訂

令和2年9月1日 一部改訂

令和3年10月1日 一部改訂

令和4年2月1日 一部改訂

令和5年7月1日 一部改訂

令和6年4月1日 一部改訂

令和7年10月1日 一部改訂